

第3章 目指すべき地域福祉

- 1 計画の基本理念と基本目標
- 2 計画の施策体系
- 3 地域共生社会に向けた福祉施策の取り組み

先進地視察研修の報告

【視察日】

平成 30 年 10 月 5 日（金）

【視察先】

山形市・山形市社会福祉協議会

【視察者】

須賀川市第 3 次地域福祉計画策定

担当者検討会委員（市職員）

同相談支援事業所部門検討会委員

（高齢者等各制度の相談支援員）

須賀川市社会福祉協議会職員



【写真】山形市総合福祉センター内に設置された「福祉まるごと相談窓口」

地域共生社会の実現に向けた山形市と山形市社会福祉協議会の取り組み

山形市では、国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」により、山形市社会福祉協議会と市役所（生活福祉課）に「福祉まるごと相談員」を 5 名配置し、市民からのあらゆる相談に応じ、支援する業務を行っています。また、山形市総合福祉センター内に「福祉まるごと相談窓口」を設置し、高齢者、障がい者、生活困窮者などあらゆる相談内容に対応できる体制を構築しています。

本市においても、社会情勢の変化とともに発生している複雑化した課題に対応するために、これらの相談支援体制を早急に構築することを目指しています。

第3章 目指すべき地域福祉

1 計画の基本理念と基本目標

須賀川市第3次地域福祉計画 基本理念

みんなでつくる 地域共生社会 すかがわ

今までの福祉制度は、こども、高齢者、障がい者などを対象とし、それぞれの対象者ごとに制度が整備され、充実が図られてきました。しかし、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化などの社会情勢が大きく変化し、高齢の親と無職独身の50代の子が同居する「8050（はちまるごーまる）問題」や介護と育児に同時に直面する世帯の抱える「ダブルケア」、障がいがあるかもしれないのに手帳申請を行っていないなどの制度の狭間の問題など、今までの制度内では解決が困難な課題が顕著となってきています。

これらの複合化・複雑化した課題を解決するために、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムを全世代・全対象型に拡大し、各制度の相談支援機能が連携することで丸ごと受け止めることができる包括的相談支援体制を構築すること、地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」と考え課題解決に向け地域の皆さんで解決することができる仕組みを構築し、地域の一人ひとりの暮らしや生きがいをともに創っていく「地域共生社会」を目指すことを基本理念とします。

基本理念を達成するために、以下3つの基本目標を定めます。

須賀川市第3次地域福祉計画 基本目標 1

人をつなぐ地域をつなぐまちづくり

地域の一人ひとりがお互いに支え合う地域福祉の心を育成することにより地域福祉活動が活発化し、誰もが安全・安心に地域で生活できるとともに、地域福祉活動の新たなリーダーを育成することにより、「人をつなぐ地域をつなぐまち」を目指しています。

須賀川市第3次地域福祉計画 基本目標 2

笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

地域医療体制・制度の充実、健康づくりの推進および福祉ネットワークの推進を図ることにより、「笑顔で健やかに暮らせるまち」を目指しています。

須賀川市第3次地域福祉計画 基本目標 3

安全に安心して暮らせるまちづくり

地域コミュニティ活動の推進、防災・減災対策の推進、暮らしの安全対策の推進および公共交通網の充実を図ることにより「安全に安心して暮らせるまち」を目指しています。

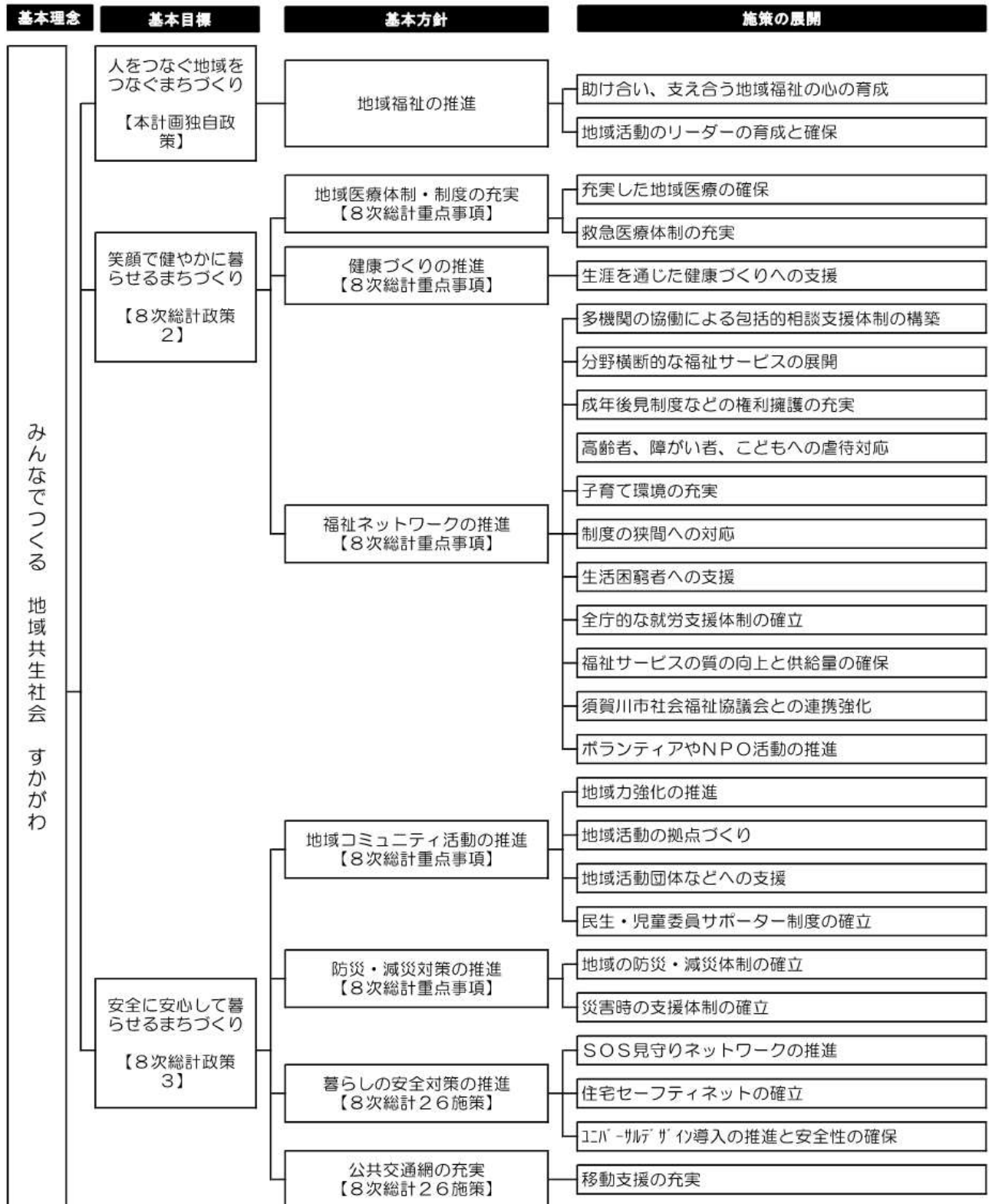
2 計画の施策体系

基本理念と3つの基本目標を達成するために、8つの基本方針を定め、26の項目を「施策の展開」として定めており、より具体的に今後の方向性について検討しています。

施策の体系図については次頁のとおりです。



須賀川市第3次地域福祉計画 施策体系図



3 地域共生社会に向けた福祉施策の取り組み

(1) 生活困窮者自立支援の取り組み

2014（H26）年度にモデル事業を実施し、2015（H27）年度から必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金支給事業を本格的に実施しました。その後、任意事業である「子どもの学習支援事業」を2017（H29）年度から、「就労準備支援事業」と「家計相談支援事業」を2018（H30）年度から実施しており、生活困窮者の自立に向けた支援体制の構築を図っています。

2015（H27）年国勢調査（須賀川市分）の結果から、須賀川市の雇用状況などが明らかになっています。

労働力状態別 15 歳以上人口（総数 66,528 人）

労働力人口 40,117 人	非労働力人口 23,933 人	不詳 2,478 人
-------------------	--------------------	---------------

その内

就業者 38,610 人	通学も家事もしていない人 12,537 人	完全失業者 1,507 人
-----------------	--------------------------	------------------

その内

正規雇用 20,685 人	その他雇用 9,029 人	パート・アルバイト 7,830 人	派遣 1,066 人
------------------	------------------	----------------------	---------------

資料：国勢調査

※労働力人口：15歳以上で、労働する能力と意思を持つ者の数

※非労働力人口：生産年齢人口おける、主婦、学生など労働能力はあっても働く意思をもたない者、あるいは病弱者、高齢者など労働能力をもたないものの数

以上このことから分かることは、本市の15歳以上の人口（66,528人）のうち、働く意思がありながら仕事に就いていない人（完全失業者：1,507人）、通学も家事もしていない人（12,537人）、働いていても不安定な雇用となっている人（派遣：1,066人、パート・アルバイト：7,830人）の合計は22,940人に上っており、

15歳以上の人口の34.5%を占めているという現状です。

これを年代別にみると下記ようになります。(非正規雇用(派遣、パート・アルバイト)は、年代別のデータがありません。)

	全体	15~64歳	15~64歳までの内訳			65歳以上
			15~34歳	35~49歳	50~64歳	
15歳以上の人口(A)	66,528	46,938	14,996	15,226	16,716	19,590
完全失業者(B)	1,507	1,400	538	442	420	107
非労働力人口のうち、通学等していない人(C)	12,537	1,658	246	278	1,134	10,879
非正規雇用(D)	8,896	—	—	—	—	—
(B)+(C)+(D)=(E)	22,940	3,058	784	720	1,554	10,986
(E)/(A)*100	34.5%	6.5%	5.2%	4.7%	9.3%	56.1%

資料：国勢調査

15~34歳の若年者で、完全失業者または働いていないで家事も通学もしていない人は、784人と若年者の5.2%をしめ、同様に35~49歳では720人4.7%、50~64歳では1,554人9.3%となっており、これらを合わせると15~64歳の働き盛り世代では3,058人6.5%が実際に働いていない状況にあります。

生活困窮者の自立支援や8050問題(P77参照)、ニート、ひきこもりなどの課題解決には、就労による経済的自立が課題解決のキーとなることから、今後は一般就労が困難な人々に対する職場見学やボランティア、就労体験などを行う就労準備支援事業を積極的に推進し、きめ細やかな支援をしていきます。

また、様々な課題を抱える人々に、就労や活躍の場を確保するため、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取り組みを、福祉以外の様々な分野(まちづくり、商工、農林、土木、防犯・防災、環境、交通、都市計画など)を所管する庁内各課と連携しながら全庁的に検討していきます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

少子高齢化や団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる、いわゆる2025年問題や、認知症高齢者や高齢者の単身世帯・夫婦のみの世帯の増加等の諸問題に対応するためには、これまでの取り組みを続けるのみでは高齢者を支えきれないことが容易に想像でき、在宅で暮らす高齢者、とりわけ、医療や介護が必要な高齢者は不安を抱

えながら在宅での生活をせざるを得ない状況となることが考えられます。

これらの社会的背景に対応するため、医療や介護が必要な状況となっても必要な医療や介護サービスなどを受けながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制としての「地域包括ケアシステム」の構築を進めているところです。

第7期介護保険事業計画（2018（H30）年度～2020年度）においては、これまでの取り組みを検証・評価したうえで、今後、支援を必要とする高齢者が増加していく状況を踏まえ、本市の実情を踏まえた「地域包括ケアシステム」の構築、さらには充実・強化を推進していきます。

（3）「我が事・丸ごと」地域共生社会の構築に向けた取り組み

ア 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取り組み

複合化・複雑化した課題や制度の狭間の課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築していきます。（国庫補助率3/4）2019（H31）年度に相談支援包括化推進員を配置し、2020年度に多機関の協働による包括的相談窓口の開設することを目標に検討していきます。

各制度における国による相談窓口の包括化の流れは次のとおりです。

障がい者施策においては、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害）や成年後見制度利用支援業務を地域の実情に応じ実施する基幹相談支援センターの設置が求められています。また、障がい者や障がい児の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者などの入所施設や病院からの地域移行を進めるために、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者などやその家族の緊急事態に対応するために、基幹相談支援センター、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、地域の連携体制の構築などの機能を有する「地域生活支援拠点」整備が求められています。

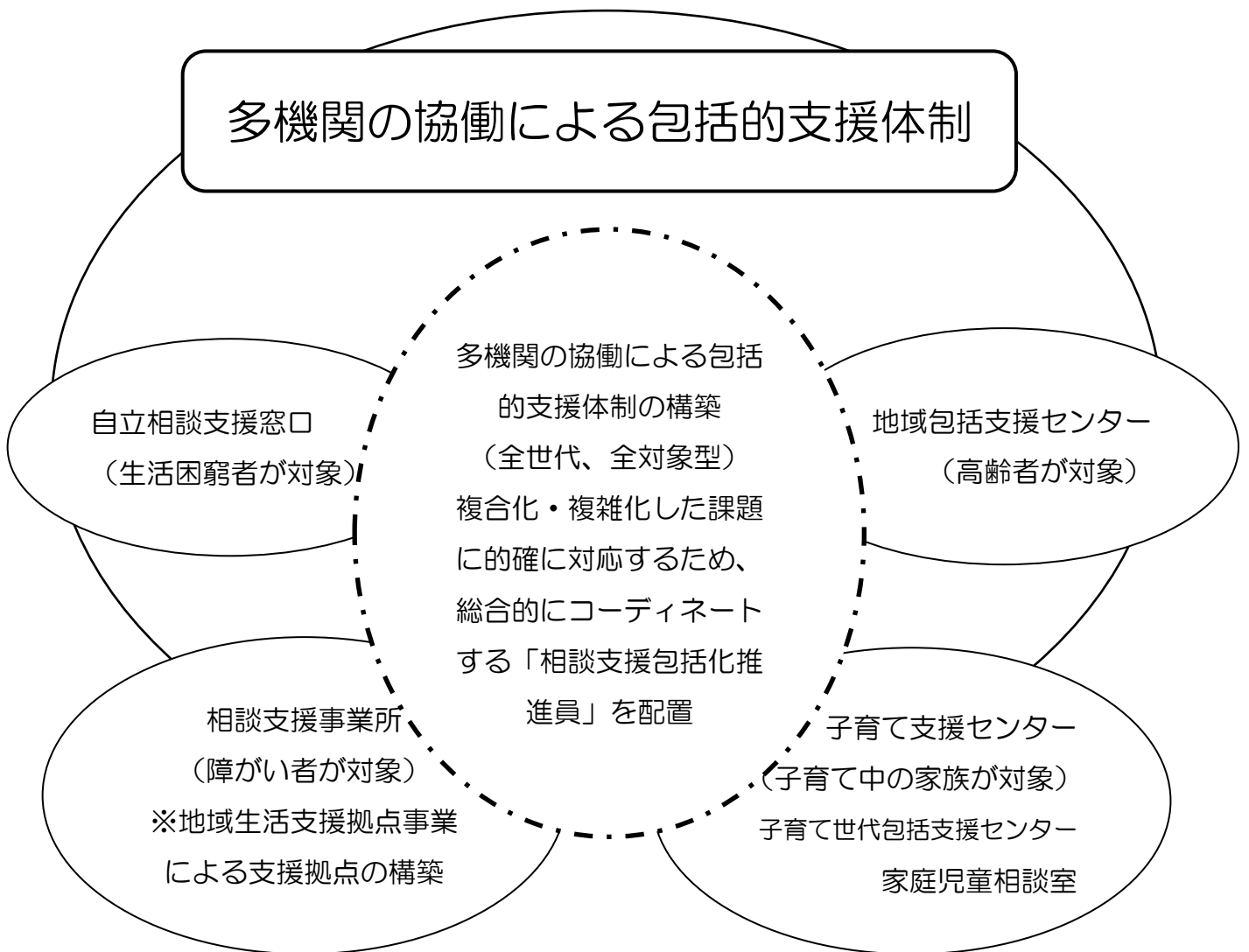
子育て支援については、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成するため、保健師などを配置しきめ細かな相談支援などを行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、子育て世代包括支援センターを2020年度を目途に全国展開することになっています。本市においては、2018（H30）年4月に設置したところです。また、子育て関連では、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉などの

関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行う「利用者支援事業」や「地域子育て支援拠点事業」などもあります。

ひとり親家庭支援については、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施する「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業」が始まっています。これは、ひとり親家庭に対する総合的・包括的な支援体制を構築・強化するため、母子・父子自立支援員に加え、「就労支援専門員」を配置することで、個々の状況に対応する相談支援の質・量の充実を図り、適切な支援メニューにつなげられるような体制を整備するものです。

これらの事業は、各制度における相談支援体制の包括化や機能を強化することが目的となっていますが、複合化・複雑化している課題に適切に対応するために、どのような包括的相談窓口が必要か、検討していきます。

相談支援窓口のワンストップ化イメージ図



イ 地域力強化推進事業の取り組み

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する地域力強化推進事業（国庫補助率 3/4）について、2021 年度事業開始を目標に検討していきます。

現在本市では、地域コミュニティの活性化を図るため、地域の課題解決に向けた相談支援を行う地域づくりアドバイザーを設置しています。また、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することを目的に、地域の実情にあったサービスを提供することや多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能として、資源開発、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチング機能などの役割を担う地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を各地域包括支援センターに配置しています。

介護予防サービスや生活支援サービスに関わる様々な関係者が参画して、定期的に情報交換を行い、連携を強化した上で、地域の実情に応じたサービスを提供するため、各公民館管轄区域を日常生活圏域とした「地域支え合い推進会議（協議体）」を設置し、様々なサービス提供主体の参画を得て、地域課題やニーズなどを共有し、地域づくりの目的や方針の共通認識を持ちながら、地域づくりなどを推進する場が確保されることが出来る体制を構築しました。2017（H29）年度から各地域で開催していますが、今後も介護予防・生活支援サービスに関する多様な関係主体間の情報共有を図るとともに、連携・協働による取り組みを推進するため、地域支え合い推進会議を継続的に開催していきます。

これらの取り組みを踏まえ、対象を高齢者に限らずに障がい者、こども、生活困窮者を含めた全ての地域住民に広げる取り組みにしていきます。具体的な事業内容については、国のモデル事業や先進自治体の取り組みなどを参考にしながら、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めていきます。

（4）住宅セーフティネットの構築に向けた取り組み

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」と表記します。）の施行により、都道府県と市町村による住宅確保要配慮者への支援が始まります。

住宅セーフティネット法で住宅確保要配慮者とは、低額所得者（収入分位 25%以下）、被災者（発災後 3 年以内）、高齢者、障がい者、こどもを養育している者、外国人、中国残留邦人、ハンセン病者、DV・児童虐待・北朝鮮拉致・犯罪被害者、新婚

世帯（結婚後5年以内）、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる県外からの転入者、生活困窮者などと規定されています。

本制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（登録住宅）の登録制度、登録住宅の改修費の補助と改修費への融資と家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助を行う経済的支援、および住宅確保要配慮者の居住支援を行うこととなっており、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割分担をしながら支援することが大きな柱となっています。

本市においても、住まいの確保が高齢者世帯、子育て世帯、生活困窮者、障がい者の地域移行への支援などにおいて最優先課題であることから、住宅セーフティネットの構築にむけて事業を進めていきます。

（5）自殺予防の取り組み

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体のリスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現が求められています。

本市の自殺死亡率（人口10万人対）は、2015（H27）年は34.5、2016（H28）年は19.2であり、国や県より高い状況にあり、男性の割合が高くなっています。現在の自殺対策事業としては、企業などでのうつ予防講演会やゲートキーパー研修、学校や関係機関などでの自殺予防普及啓発活動、さらには須賀川市自殺防止等対策関係機関担当者会議を開催し、自殺対策の推進を図っているところです。

須賀川市自殺対策計画を策定し、関係機関と連携したさらなる自殺対策を推進していきます。

（6）ひきこもり対策の取り組み

今回の市民意識アンケート調査で判明した本市におけるひきこもりの現状を分析するとともに、関係機関や庁内の関係課と協議しながら、今後の具体的な対応策について、検討していきます。

検討にあたっては、関係機関などによる「（仮称）須賀川市ひきこもり対策協議会」を設置し、対応策などを協議していきます。

（7）高齢者・障がい者・児童等虐待対応の取り組み

高齢者、障がい者、児童などへの虐待件数は増加傾向にあり、各ケースの抱える問

題点などに適切かつ迅速に対応する必要があります。虐待発見から通報、虐待対応する機関などについては、各制度ごとに確立され、日々対応しているところです。

今後は、現在、高齢者と障がい者に分かれている虐待防止対策連絡会を共同で実施することにより、委員の負担軽減と事務の効率化を図ります。

(8) 成年後見制度の取り組み

本市の成年後見制度の運用は、認知症の高齢者や知的障がい者への適用が主なもので、後見人には司法書士などの専門職に委嘱しており、2018（H30）年1月現在高齢者の利用が25人、障がい者の利用が3人となっています。利用者数は年々増加傾向にあり、その必要性は高まっています。

また、制度の狭間となっている判断能力が不十分な者への権利擁護支援や、市民後見人や親族後見人を含めた育成と活動支援を今後検討する必要があります。

このため、高齢者、障がい者と判断能力が不十分な者を包含した「(仮称)須賀川市成年後見制度事業計画」を次期地域福祉計画に位置づけし、成年後見制度が必要な人に必要な量のサービスを提供できるようにしていきます。

また、多様な成年後見制度のニーズに対応するため、社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会などの法人による法人成年後見制度の導入について検討していきます。

(9) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者への社会復帰支援

再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、高齢者又は障がい者などをはじめ、保健医療・福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などに、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供し、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制について協議し、支援計画を策定していきます。

また、計画策定にあたっては、地域での生活が可能となる施策を具体的に検討するため、保護司の活動を推進している須賀川地区保護司会と連携しながら、支援計画の確立を目指します。

(10) 地域住民等が集う拠点の整備と既存施設の活用

課題を抱えた人だけでなく、地域の人々の誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民と地域支え合い推進員、地域包括支援センター職員など専門職との話し合いの場として地域活動の拠点（地区の集会施設や公民館など）づくりを

推進します。

地域活動拠点の整備にあたっては、空き家などの既存施設を利用するなど効率的に整備していきます。

(11) 各種施策で実施している移動支援事業の体系的な推進

現在本市では、交通弱者を対象とした乗合タクシー、障がい者を対象とした移動支援事業やタクシー券・ガソリン券の交付、人工透析患者を対象にした通院交通費の補助制度など、福祉施策等により市民の皆さんに直接的にサービスを提供する公的サービスと、路線バス運行事業者を対象にした運行費の補助制度や業務委託により市内循環バスを運行する間接的サービスを提供しています。

これらのサービスの目的は、交通弱者や移動への支援が必要な人に必要な量の公的サービスが公平に行き渡り、地域での生活を安定的に継続できる支援をすることです。

各制度によりさまざまな支援がありますが、それぞれの制度での効率的な運用はもとより、須賀川市全体として支援を必要としているすべての市民にサービスが行き渡るよう、制度の垣根を越えた取り組みを進めていきます。

(12) 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開

国では、様々な分野の課題が絡み合って複合化・複雑化した課題を解決するために、従来の「縦割り」のサービス提供から、それらの課題を「丸ごと」支援する地域共生社会の実現を目指しています。

現在、制度毎に実施している福祉サービス利用者の支援や生活の質の向上のために、国のガイドライン（地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン【2016（H28）年3月】）に基づきながら、高齢者、障がい（児）者、子ども・子育てなどの福祉サービスを総合的に提供することや、高齢者と障がい（児）者が同一の事業所でサービスを受けられる共生型サービス提供体制の整備などを検討していきます。

想定される具体的な事業（一部）は、以下のとおりです。

ア 地域包括ケアシステムの地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の活動範囲を高齢者だけでなく全ての世代を対象を拡大したかたちで、地域の社会資源を開発するコーディネーターを配置する事業

想定される国庫補助事業は、地域支援事業（介護保険制度）では「生活支援体制整備事業」、我が事・丸ごとの地域づくり推進事業では「地域力強化推進事

業」となります。

イ 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施について、高齢部門と障がい部門を一本化して実施する事業

想定される国庫補助事業は、地域生活支援事業（障害者総合支援制度）では「成年後見制度普及啓発事業」、地域支援事業（介護保険制度）では「成年後見制度利用支援事業」となります。

ウ 小・中学生に対して放課後に行う学習支援事業について、対象者を保護者の収入などで限定せず一体的に実施する子どもの学習支援事業

想定される国庫補助事業は、「学習支援事業」（生活困窮者自立支援制度）、「子どもの生活・学習支援事業」（ひとり親家庭支援制度）、「地域学校協働活動推進事業」（文部科学省）となります。

エ 高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者が円滑な入居ができるよう、住宅に関する情報提供、入居に関する相談支援などの居住支援の取り組みを対象者を区分せず一体的に実施する事業

想定される国庫補助事業は、地域支援事業（介護保険制度）では「地域自立支援事業」、地域生活支援事業（障害者総合支援制度）では「住宅入居等支援事業」、自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）では「居住支援事業」となります。

(13) 地域づくりにおける寄附や共同募金等による財源確保の取り組み

地域住民による主体的な活動については、その財源について検討する必要があります。市としてもできるだけ支援していく考えですが、地域にとってより使いやすくより柔軟に使用できる財源の確保について検討していきます。

具体的には、共同募金によるテーマ型募金（※1）、市共同募金委員会の活用、クラウドファンディング（※2）、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）（※3）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取り組み、民間企業の社会貢献活動との協働などによる財源確保が考えられます。

- ※1 **共同募金によるテーマ型募金**：緊急的に解決すべき特定の地域課題を共同募金の募金テーマとして掲げ、課題解決に取り組む活動団体が主体となって、個人や企業に対して地域課題や自らの活動を伝え、共感による募金を呼びかける募金手法
- ※2 **クラウドファンディング**：インターネット経由で不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み
- ※3 **SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）**：民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施する新たな社会的インパクト投資の取り組み

(14) 各福祉分野で今後重点的に取り組むべき事項

須賀川市第8次総合計画で定める地域福祉計画関連の重点事項

- 幼児教育・保育の充実
- 多様な子育てニーズへの対応
- 充実した地域医療の確保
- 救急医療体制の充実
- 病気の予防と早期発見・早期治療の推進
- 地域包括ケアシステムの推進
- 地域による福祉活動の充実
- 自治会活動の活性化
- 市民活動の推進
- 地域防災力の向上

第4章 人をつなぐ地域をつなぐまちづくり

地域福祉の推進

- 1 助け合い、支え合う地域福祉の心の育成
- 2 地域活動のリーダーの育成と確保



平成30年9月9日須賀川アリーナで親子体操教室が開催され、親子のふれあいに、多くの笑顔があふれていました。

第4章

人をつなぐ地域をつなぐまちづくり

1 地域福祉の推進

1 助け合い、支え合う地域福祉の心の育成

現状と課題

少子高齢化の更なる進行、核家族化や単身世帯の増加など社会環境の急激な変化に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域での見守りや支え合いなどの必要性が高まっています。

また、高齢化、疾病や障がい、多重債務など様々な要因で生活に困窮し、自立できない世帯が増加傾向にあります。

年齢や状況を問わず、支援を必要としている人が安心して福祉サービスを利用し、ともに生きる意識を持ち、地域全体で支え合う地域福祉の充実を図ることが今後重要になってきます。

目指すべき姿

●地域住民が支え合う地域福祉活動が進展し、誰もが安全・安心に地域で生活することができています。

課題解決のための取組

- 充実した地域医療を確保し、救急医療体制を構築します。
- 複合化・複雑化した課題に対応するため、誰もが気軽に相談できる福祉のワンストップ相談窓口体制を構築するとともに、地域の課題を地域で解決することができる仕組みを構築します。
- 地域住民が参加者となり、逆に支援者ともなる、地域の誰もが集える「居場所」を設置するとともに、地域の課題を解決するための、地域住民による有償ボランティア制度を構築します。
- 自主防災組織を設立するなど地域の防災・減災体制を構築するとともに、災害時の避難行動要支援者への実効性のある支援体制を構築します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○困っている人がいたら、相談窓口を紹介します。

- 一人で悩まず相談します。
- 地域の活動や「居場所」に積極的に参加します。

地域で共に取り組むこと

す。

- 地域の見守りや支え合い活動に積極的に参加します。
- 地域の「居場所」の活動に積極的に参加します。

行政などができること

○充実した地域医療を確保し、救急医療体制を構築します。【健康づくり課】

○複合化・複雑化した課題に対応するため、誰もが気軽に相談できる福祉のワンストップ相談窓口体制を構築するとともに、地域の課題を地域で解決することができる仕組みを構築します。【社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・こども課・社会福祉協議会】

○地域住民が参加者となり、逆に支援者ともなる、地域の誰もが集える「居場所」を設置するとともに、地域の課題を解決するための、地域住民による有償ボランティア制度を構築します。【社会福祉課・長寿福祉課・社会福祉協議会】

○自主防災組織を設立するなど地域の防災・減災体制を構築するとともに、災害時の避難行動要支援者への実効性のある支援体制を構築します。【生活課・社会福祉課・長寿福祉課・社会福祉協議会】



第4章

人をつなぐ地域をつなぐまちづくり

1 地域福祉の推進

2 地域福祉活動のリーダーの育成と確保

現状と課題

本市が目指す地域共生社会では、地域の課題を地域の皆さんで把握し、解決していく仕組みを作っていくことを大きな柱としています。

地域福祉に関する市民意識アンケート調査の結果によると、旧市内を中心に単身世帯や夫婦のみの世帯が増加し、3世代世帯が急激に減少しています。地区の行事などに参加している割合が51%、今後地域活動に参加したいと思っている割合が32.9%と少数となっています。この傾向は今後も続き、少子高齢化の更なる進行と核家族化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化も進行していくと考えられます。

地域懇談会において地域の課題となっている高齢者世帯の「ごみ出し」や「除雪」、「地域の交流の場がない」などに対応するためには、よりきめ細やかなサービスの提供が必要となってきますが、それらのすべてを行政サービスで対応することは困難であることから、地域住民による自主的な地域福祉活動が重要となっており、この自主的な地域福祉活動をけん引する地域福祉活動のリーダーの育成と確保が課題となります。

しかしながら、現在においても多忙を極める町内会（区）長などの地区の役員や民生・児童委員などの既存の地域活動の推進役に新たに役割を加えるのではなく、それらに代わる新たな地域福祉活動のリーダーの育成と確保を検討していきます。

目指すべき姿

- 地域住民が支え合う地域福祉活動が進展し、誰もが安全・安心に地域で生活することができています。
- 地域福祉活動のリーダーが生き生きと地域で活動しています。

課題解決のための取組

●地域の課題を地域で解決する仕組みを構築する「地域力強化推進事業」を展開するなかで、地域福祉活動のリーダーを養成するとともに人材確保に取り組みます。

●地域住民が参加者となり、逆に支援者ともなる、地域の誰もが集える「居場所」や地域住民による有償ボランティア制度運営の核となる地域福祉活動のリーダーを支援します。

それぞれの役割分担

自分自身でできること

○困っている人がいたら、相談窓口を紹介します。

○一人で悩まず相談します。

○地域の活動や「居場所」に積極的に参加します。

地域で共に取り組むこと

す。

○地域の見守りや支え合い活動に積極的に参加します。

○地域の「居場所」の活動に積極的に参加しま

行政などができること

地域住民による有償ボランティア制度を構築します。【社会福祉課・長寿福祉課・社会福祉協議会】

○地域住民が参加者となり、逆に支援者ともなる、地域の誰もが集える「居場所」を設置するとともに、地域の課題を解決するための、



